告　　示

○総務省告示第三百三十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の二第一項及び第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

総務大臣　片山　善博

第一項の表三の項中

㈠　海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表
㈡　海岸局の局名録及び船舶局の局名録

を

船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表

に改める。

第二項の表一の項㈢及び㈣を次のように改める。

㈢	船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表
㈣	海岸局及び特別業務の局の局名録

第三項の表六の項㈢を次のように改める。

㈢	船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表

第三項の表六の項中㈣を㈤とし、㈢の次に次のように加える。

㈣	海岸局及び特別業務の局の局名録

○総務省告示第三百四十号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

総務大臣　片山　善博

別表第五号第6の3を次のように改める。

3　送信タイミング

無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第6において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は、±208ナノ秒の範囲であること。

別表第五号第6の4㈢中「又は通信チャネルを指定する信号を受信した後に指定された通信チャネルが空き状態でないとの判定を行った場合」を削り、「10回」を「200回」に改め、同㈧中「第22条から第24条まで」を「第22条、第23条」に改め、同第6中㈧を㈨とし、7を㈧とし、6の次に次のように加える。

7　受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を伝送設備に通知すること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第6の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であって、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの電気的条件等については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百四十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

総務大臣　片山　善博

別表第十号第一項から第五項まで中「ＯＦＤＭＡ設備」を「移動通信設備」に改める。

別表第十号第六項中「ＯＦＤＭＡ設備」を「移動通信設備」に改め、同項3に次のように加える。

㈢　移動通信設備用シミュレータからの通信チャネルを指定する信号を被検機器が受信してから情報の送信を開始するまでの間の時間を確認する。

㈣　移動通信設備用シミュレータを、被検機器からの要求信号に応答しないように設定し、被検機器から発信する。

㈤　被検機器が要求信号を移動通信設備用シミュレータから指定された回数送信することを確認する。

別表第十号第七項から第十項まで中「ＯＦＤＭＡ設備」を「移動通信設備」に改める。

別表第十号第十一項1及び2中「ＯＦＤＭＡ設備」を「移動通信設備」に改め、同項3を次のように改める。

3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　移動通信設備用シミュレータのチャネルＡ（参照信号）の出力レベルをチャネルＢ（参照信号）の出力レベルより大きく設定する。

㈡　移動通信設備用シミュレータの報知情報により、受信レベル通知条件を送信する。

㈢　チャネルＡにより、被検機器と移動通信設備用シミュレータとの間で通信状態を確立する。

㈣　移動通信設備用シミュレータのチャネルＢの出力レベルをチャネルＡと同一の出力レベルに設定する。

㈤　被検機器が受信レベル通知信号を送信することを確認する。

別表第十号第十二項中「ＯＦＤＭＡ設備」を「移動通信設備」に改める。

○法務省告示第三百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年七月十二日

法務大臣　江田　五月

一　監理団体の名称及び所在地

名　称	所　在　地
NPO法人I．A．E．A．JAPAN	群馬県前橋市富士見町原之郷六百七十四番地一ガーデンヒルズ二―百五